

1. 法人税

❖ 資本譲渡活動に対する領収書、税務義務の政策

資本譲渡活動に対する領収書、税務義務の政策についての2021年10月13日付けのオフィシャルレター・第3634/CTBNI-TTHT号は、以下のように案内します。

会社は個人に投資している会社の資本を譲渡する場合、規定により領収書を発行しなければなりません。資本譲渡活動は付加価値税の課税対象ではないので、会社は領収書を発行する時に、領収書上の販売価額は支払価額であり、税率及び付加価値税額を記載せず、線で消します。

2014年6月18日付けの財務省の通達・第78/2014/TT-BTC号の第14条の案内に従って、会社は資本譲渡活動からの収益を確定します。企業の資本譲渡活動からの収益はその他の収入と見なされるので、企業は資本譲渡からの収入がある場合、納税額の確定をするために法人税の確定申告書に資本譲渡からの収入を確定、申告する責任を負います。

税務機関は会社の資本に対する譲渡価格額が市場価格額に相応しないという確定のできる根拠がある場合、税務機関は検査権があり、2019年6月13日付けの国会発行の税務管理法・第38/2019/QH14号による、譲渡額を適用します。

2. 輸出税

❖ 関税割当外の輸入税、混合税、絶対税率及び商品リスト、優待輸出入税の税率表の修正

輸出税の税率表、優待輸入税の税率表についての政令・第101/2021/ND-CP号は2021年12月30日より発効し、政令・第57/2020/ND-CP号及び政令・第122/2016/ND-CP号を修正します。その中で注意すべきいくつかの内容は以下の通りです。

- 1) 優待輸入税率0%の2品目の追加は、育種用の果実と油糧種子及び自動車に使用されるECUエンジンです。
- 2) それによると、付録I課税対象商品のリストに従った輸出関税および付録II課税対象商品のリストに従った輸入関税優先輸入で規定されたいくつかの商品グループに対する輸出税率および優遇輸入税率を調整します。

例えば、いくつかの品目に対する輸出税の税率を調整します。

- 第26章（商品コード25.05）に屈する金属を含む砂を除く、染色された又はまだされていない、すべての種類の天然砂：税率は0%から10%および30%に調整されます（種類によって異なります）。
- 貴金属または貴金属で覆われた金属製の宝飾品および宝飾品の部品（商品コード71.13）：税率は25%、30%から0%及び1%に調整されます。
- 金または銀の工業製品および金および銀の産業物品の一部、貴金属または貴金属で覆われた金属（商品コード71.14）、貴金属または貴金属で覆われた金属の他の製品（商品コード71.15）：税率は30%から0%および1%に減少に調整されます。
- 未加工の鉛（コード78.01）：現行の政令・第57/2020/ND-CP号に規定する0%から替わって、新しい輸出税率は15%です。

3. 労務

❖ 臨時的な生産業務、注文による加工業務を行う労働者に対する労働時間、休憩時間

2021年12月15日付け、労働・傷病兵・社会省は臨時的な生産業務、注文による加工業務を行う労働者に対する労働時間、休憩時間についての通達・第18/2021/TT-BLĐTBXH号を公布しました。

▶ **適用対象者:**

12 ヶ月から 36 ヶ月までの期限付き労働契約書又は期間を定めない労働契約書のもと、以下の業務を担っている労働者:

- a) 農林水産業界又は塩作り業界において、すぐに収穫しなければならない、又は収穫後、長期間保管できず直ぐに加工しなければならない臨時的な生産業務
- b) 注文及び注文者の要求する時期により行う加工業務

労働法の第 3 条 2 項に該当し上記の業務を労働者に手配する雇用者。

▶ **毎日の所定労働時間又は時間外労働時間の制限**

- 1) 一日での時間外労働時間と所定労働時間の総計が 12 時間を超えてはいけません。
- 2) 週次、月次の所定労働時間と時間外労働時間の制限は以下のように規定されます。
 - a) 一週間での時間外労働時間と所定労働時間の総計が 72 時間を超えてはいけません。
 - b) 一ヶ月間での時間外労働時間の総計は 40 時間を超えてはいけません。
 - c) 雇用者は a 号又は b 号のいずれかを選択して適用し、本通達の第 8 条 2 項に規定される年中の労働時間・休憩時間の計画に記入します。
- 3) 一年でのそれぞれの労働者に対する時間外労働時間の総計は 300 時間を超えてはいけません。

▶ **休憩時間:**

- 1) 毎週、労働者は少なくとも 1 日を休ませます (24 時間連続)。季節労働月もしくは注文書による輸出品を加工する為急ぐ必要がある時で、毎週の定休日を実施しない場合、労働者に毎月少なくとも 4 休暇日確保しなければなりません。

2) 労働者に対する労働時間中の休憩、シフト制交代の休憩は労働法及び政令・第 145/2020/ND-CP 号に従います。

3) 雇用者は女性労働者、未成年労働者及び高齢の労働者に対する休憩時間を守り労働時間の短縮を行うこと、労働法に従って無給休暇に関する決定を出すこと、労働者が祝日、旧正月、年次休暇又はその他の有給休暇が取れるようにアレンジすることをしなければならない。

❖ 以前は、通達・第 54/2015/TT-BLDTBXH 号の規定に従って、臨時的な生産業務、注文による加工業務を行う労働者に対して一週間での時間外労働時間と所定労働時間の総計は 64 時間を超えてはいけませんでした。別途、仕事量が多く危険で有害になりやすい業務、特殊業務を担う労働者に対しては 48 時間を越えてはいけません。

加えて、一ヶ月間での時間外労働時間の総計は 32 時間を超えてはいけません。別途、仕事量が多く危険で有害になりやすい業務を担う労働者に対しては 24 時間を越えてはいけません。

留意点:

本通達は、2022 年 2 月 1 日より有効になります。

本通達の有効日より、2015 年 12 月 16 日付け、労働・傷病兵・社会省大臣の臨時的な生産業務、注文による加工業務を行う労働者に対する労働時間、休憩時間についての通達・第 54/2015/TT-BLDTBXH 号は失効になります。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。